

## 令和元年度(平成31年度)橋梁定期点検の結果について

### 1. 点検の概要

甲斐市では橋梁の定期点検として、「橋梁定期点検要領 平成31年3月 国土交通省道路局 国道・技術課」に準拠し近接目視を基本とした点検を行い、橋梁毎の傷み具合を以下の表-1及び表-2に示す区分に分類しました。

表-1 対策区分の判定区分

判定区分	判定内容
A	損傷が認められていないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C 1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C 2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E 2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
S 1	詳細調査の必要がある。
S 2	追跡調査の必要がある。

表-2 健全性診断の判定区分

区分	定義
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

「健全性の診断」と「対策区分の判定」は、それぞれの定義に基づいて判定を行います。一般には主要部材（主桁、床版、下部工、支承部）において次のような対応となります。

「I」：A、B

「II」：C 1、M

「III」：C 2

「IV」：E 1、E 2

## 2. 点検実施橋梁とその結果

令和元年度の定期点検は以下の表-3に示す2橋について実施しました。

表-3 点検実施橋梁とその結果

橋梁名(フリガナ)		路線名	橋長 (m)	対策区分の 判定結果	健全性の 診断結果	備考
岩森2号橋	イワモリニゴウキョウ	岩森線	7.6	M	I	
長塚橋	ナガツカハシ	長塚名取線	17.8	B	I	

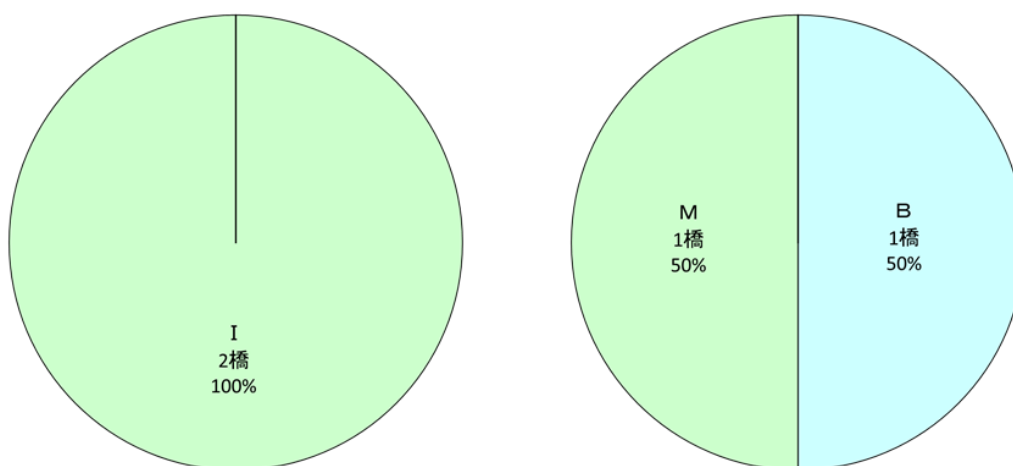
### 3. 点検結果のまとめ

対策区分の判定結果を表-4に、健全性の診断結果を表-5に示します。

表-4 対策区分の判定結果

判定区分	判定の内容	橋梁数
A	損傷が認められていないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。	0
B	状況に応じて補修を行う必要がある。	1
C 1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	0
C 2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	0
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	0
E 2	その他、緊急対応の必要がある。	0
M	維持工事で対応する必要がある。	1
S 1	詳細調査の必要がある。	0
S 2	追跡調査の必要がある。	0

表-5 健全性の診断結果



区分	定義	橋梁数
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。	2
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	0
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	0
IV 緊急処置段階	道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	0

図-1 対策区分の判定結果

図-2 健全性の診断結果

令和元年度の点検対象は岩森2号橋および長塚橋の2橋であり、いずれの橋梁においても“道路橋の機能に支障が生じている”または“生じる可能性がある”状態は確認されず、健全であることを確認しました。なお、岩森2号橋については“維持工事に対応する必要がある”損傷を確認しましたので、計画的に順次対策を進めていく予定です。